

不妊治療・不育症治療と仕事の両立支援奨励金について

◆奨励内容

- ① 「不妊治療」及び「不育症治療」休暇制度等の整備事業 **40万円**
 - ② 「不育症治療」休暇制度等の整備事業 **10万円**
- ①又は②どちらかの選択となります。ただし、②は「不妊治療」休暇制度等を導入済みの企業のみ選択できます。選択した事業において、奨励要件（下記参照）の①～⑥の全ての取組を実施した場合に奨励金を支給します。

◆奨励要件

① 社内意向調査の実施

不妊治療や不育症治療の休暇制度等の整備について、社内意向調査を実施してください。

② 管理職向け研修の受講

不妊治療や不育症治療の理解を深めるために管理職として必要な知識が取得できる研修を管理職全員が受講する必要があります。なお、「1 不妊治療・不育症治療と仕事の両立に関する研修」とは別の研修です。受講方法は、取組事業者あてに別途お知らせします。

③ 社内相談体制の整備

社内相談員（男女各1名）を配置してください。

なお、社内相談員は、「1 不妊治療・不育症治療と仕事の両立に関する研修」を受講する必要があります。

④ 不妊治療や不育症治療のための休暇制度等の整備

以下の休業制度や休暇制度を新たに整備し、就業規則等に明文化のうえ、労働基準監督署に届出を行ってください。

- 不妊治療や不育症治療を理由に取得できる**それぞれ年5日以上の有給休暇制度**（頻繁な通院が必要な場合にはさらにそれぞれ5日以上取得できるものとする）
- 不妊治療や不育症治療を理由に取得できる**それぞれ1年以上の休業制度**

⑤ 不妊治療や不育症治療のためのテレワーク制度等の整備

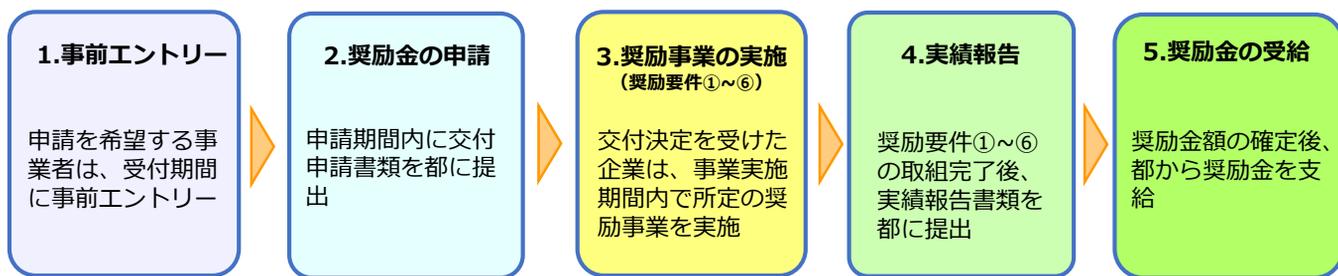
不妊治療や不育症治療を理由に利用できるテレワーク制度等を整備し、就業規則等に明文化のうえ、労働基準監督署に届出を行ってください。

⑥ 社内説明会の実施

全社員を対象に社内説明会を開催し、③の社内相談員による不妊治療や不育症治療の基礎知識の説明や、整備した制度等を周知してください。

また、説明会終了後にはチェックリストを用いた理解度の確認を実施してください。

◆事業の流れイメージ



◆申込期間と取組期間

	事前エントリー受付期間	交付申請提出期限	奨励事業実施期間	予定数※
第1回	4/25(木)～5/8(水)	5/24(金)	7/1(月)～9/30(月)	100社
第2回	5/30(木)～6/7(金)	6/28(金)	8/1(木)～10/31(木)	130社
第3回	8/20(火)～8/28(水)	9/27(金)	11/1(金)～1/31(金)	70社

※ 事前エントリーが予定数を越えた場合は抽選を行います。また、予定数に満たない場合は追加で申込受付を行う場合があります。